

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

岐阜国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は自衛隊を退職後、昭和 59 年 8 月に A 市の支所へ行ったが、その時は職員から国民年金へは加入してもしなくてもよいと言われ、加入しなかった。その後、加入の必要性を知り、加入手続をした。当時は病院に勤務していたので、1 か月 6,000 円ほどの国民年金保険料を半年分ずつまとめて納付した記憶がある。63 年ごろ社会保険事務所から督促状が来たので社会保険事務所に電話し、61 年分は納付したはずであると言ったが、領収書が無いので認められないと言われた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間の前後については、国民年金保険料を納付している。

また、申立人が自衛隊退職後、昭和 59 年 8 月に A 市へ転入の際、国民年金加入手続に行ったとする A 市 B 支所は 60 年 4 月に廃止されており、社会保険庁の記録から確認できる実際の加入手続の時期である 62 年 3 月ごろの手続に行った場所について、申立人は同支所ではなかったと思うと述べている上、申立期間当時の国民年金保険料額は、申立人の主張している金額とおおむね一致しており、その主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人が半年分ずつ支払ったとする国民年金保険料の原資について、申立人は当時勤めていた病院からのボーナスによると述べており、同病院に問い合わせた結果、申立人が述べたようにボーナスを支給していたことも確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月、55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は、3 回転居をしているが、その都度、国民年金の切替手続きを行い、納付した。転居時にはその都度、変更後の住所を年金手帳に記載してもらった。申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、2 回で 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、A 市にその当時の集金方法を確認したところ、2 か月ごとに徴収員が集金を行っていたが、国民年金被保険者の希望により、1 か月ごとの納付書発行も可能であったとの回答が得られたことから、申立人は、転入時に昭和 51 年 7 月分の納付書を受け取って納付し、その翌月から 2 か月ごとに徴収員に納付した可能性も十分考えられる。

さらに、申立期間②については、A 市の被保険者名簿で、申立人は昭和 51 年 12 月から口座振替が実施されていることが確認でき、同市にその当時の口座振替方法を確認したところ、2 か月分を翌月に口座引落とししていたと回答が得られた。一方、申立人は、55 年 3 月に B 市へ転居していることが確認できることから、申立期間②の保険料について A 市では口座振替が行われず、B 市で納付する必要があったところ、国民年金被保険者台帳の昭和 54 年度摘要欄に「納付書送付」と記載されていることを踏まえると、その期間について、B 市で過年度納付が可能であったと考えられる。

加えて、国民年金被保険者台帳の昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の欄には、「納」のゴム印が押印されており、C 社会保険事務所に確認したところ、過年度納付の可能性が考えられるとの回答を得た。しかしながら、55 年 4 月及

び同年5月分が過年度納付であれば、55年度摘要欄に「納付書送付」と記載されるべきであるが、この記載は無く、C社会保険事務所の見解では、申立期間②である55年2月及び同年3月の過年度納付が行われたものの、押印箇所を誤った可能性もあるとしており、記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで
昭和 36 年 7 月に A 市の会社を退職後、姉夫婦が営む会社に就職した。姉夫婦や姉夫婦が営む会社で働いていた従業員が免除申請されているのに、私だけが免除申請でなく未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人とその姉夫婦が経営していた会社の従業員の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 5 月 1 日に連番で払い出されており、39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間は申立人の姉夫婦及びその姉夫婦が経営していた会社の従業員すべてが免除申請されていることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
申立期間について、市役所からはがきが届いたので、市役所へ出向き夫婦二人分の保険料4万8,000円を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、A市役所から送付された、特例納付勸奨はがきを所持しており、そのはがきの表面には、市役所職員が申立人夫婦に説明したと思われる、夫婦二人分の特例納付金額4万8,000円、厚生年金請求時の注意事項等が記載されている上、A市では特例納付の保険料を被保険者から預かり、納付していたことから、市役所からはがきが届いたので、市役所へ出向き夫婦二人分の保険料を納付したとの申立人の主張は信憑性^{びょう}が高く、基本的に信用できる。

さらに、申立人はB県に在住していた申立期間当時、途中から集金人が来なくなり申立期間が未納となったことは承知していると述べており、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
申立期間について、市役所からはがきが届いたので、市役所へ出向き夫婦二人分の保険料4万8,000円を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、A市役所から送付された、特例納付勸奨はがきを所持しており、そのはがきの表面には、市役所職員が申立人夫婦に説明したと思われる、夫婦二人分の特例納付金額4万8,000円、厚生年金請求時の注意事項等が記載されている上、A市では特例納付の保険料を被保険者から預かり、納付していたことから、市役所からはがきが届いたので、市役所へ出向き夫婦二人分の保険料を納付したとの申立人の主張は信憑性^{びょう}が高く、基本的に信用できる。

さらに、申立人はB県に在住していた申立期間当時、途中から集金人が来なくなり申立期間が未納となったことは承知していると述べており、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。また、申立人の41年11月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年11月まで
昭和39年12月に会社を退職した。41年10月ごろに、A市B支所で厚生年金保険被保険者証を提示し、40年1月から41年11月までの国民年金保険料2,300円を納めた。申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA市発行の領収書を所持しており、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和41年11月の国民年金保険料については、記録上、同年12月から42年3月までの保険料と共に42年3月31日に納付したこととなっており、これは領収書の納付日（昭和41年10月31日）と異なることから、重複して納付があったものと認められる。

一方、申立人の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号の払出日及び記録上の任意加入の資格取得日からみて、昭和41年11月ごろに行われたと推認される。この時点において、申立期間のうち、40年3月から41年10月までの期間については、申立人が婚姻し、その夫が厚生年金保険に加入していたことによる任意加入期間であったことから、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、保険料を納付できない期間となる。

しかしながら、A市において、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和40年1月までさかのぼって、すべての期間の保険料を徴収していた実態があること、及び任意加入期間について還付された事実は認められないことから、当時、同市では40年1月から任意加入期間も含めて被保険者資格があったものとして申立人を取り扱っていたと考えられる。

さらに、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金と

して扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由としてこの保険料を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる上、申立期間のうち、昭和 41 年 11 月については重複して国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月30日から53年1月1日まで

私は、昭和52年12月31日までA社に在職しており、雇用保険の記録においても離職日は、同年12月31日となっている。社会保険庁の記録において、同年12月30日資格喪失となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和52年12月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主からは、「申立人は雇用保険の記録からみても、昭和52年12月31日まで正社員として勤務しており、また、雇用保険に加入させる場合には、厚生年金保険にも加入させるという当時の事業所の取扱いからみて、本来は1月1日喪失とすべきところを最終就業日の翌日に喪失させるという誤った処理をし、厚生年金保険料も控除していたと思われる」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年11月の申立人に係る社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の事務処理上の誤りから、昭和 53 年 1 月 1 日に資格喪失させるべきところ、52 年 12 月 30 日に誤って資格喪失届を提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から32年10月1日まで
昭和32年5月7日に結婚し、仕事を休んでいたところ、半年ぐらいしてから事業主から保険は打ち切ると言われたことを覚えている。父母は死亡、兄は年を取り記憶も薄れているから家族に脱退手当金を受け取ったかを確認しようとしてもできない。私は、脱退手当金を請求した覚えも無いし、受け取った覚えも無いので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和32年11月15日に支給決定されたことを踏まえると、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同年5月17日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和22年4月18日に訂正し、21年4月から22年3月までの期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月18日から22年4月18日まで
A社には昭和22年4月まで勤めていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社を退職し、次の職場に再就職するまでの経緯及び実兄が終戦で帰還する際、野戦病院で死亡したとする通知が当該事業所を退職する前年の昭和21年4月15日に届いているのを記憶しており、申立内容に信憑性がうかがえる。

また、当時一緒に勤務していた厚生年金保険加入記録のある複数の同僚は、申立人が昭和22年4月まで勤務していた旨の証言をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の資格喪失時の記録から30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を継承するB社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

昭和 52 年 11 月に婚姻届の提出のため、夫と A 市役所 B 支所へ行った時、会社を辞めてからの期間が国民年金未加入期間であることを指摘されたので、夫が加入手続をして当該期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。その後は毎月町内会の集金又は同支所若しくは農協にて納めていた。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等に係る申立人の夫の記憶も曖昧である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、昭和 52 年 11 月に婚姻届を提出した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 8 万から 10 万円程度一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 4 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」も 53 年 4 月 5 日との記載が認められるほか、申立人の夫が主張する納付金額は実際の保険料額 3 万 600 円と大きく乖離するなど、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は昭和 53 年 4 月に国民年金に任意加入しているため、申立期間は未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない上、A 市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 59 年 3 月まで

私は会社を退職し、1 年ほど飲食店で働いた後、両親が経営する家業に従事しており、父親が国民年金の加入手続、保険料納付をしてくれた。当時の事業の経理は会計事務所に依頼しており、そちらからも厳しい指導により間違いなく保険料を納付している。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続等を行った申立人の父親も高齢のため申立期間当時のことは覚えていないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 8 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として預金通帳の写し（記載内容から申立人の父親又は母親名義の通帳であると推認されるもの）を提出しており、その預金通帳の写しには国民年金保険料が口座振替されている記載はあるものの、振替額から申立人の父親及び母親の国民年金保険料のみが口座振替されていたものと考えられ、当該預金通帳の写しからは申立人の国民年金保険料が口座振替によって納付されていたものとは推認できない。

加えて、申立人と同居していた申立人の次姉は、20 歳から結婚して別居す

るまでの期間に未加入期間がみられるほか、申立人の長姉も申立人と同居していた 20 歳のころの 2 か月間に未加入期間がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から59年3月まで

私は会社を退職後、義父が国民年金の加入手続、保険料納付をしてくれた。当時の事業の経理は会計事務所に依頼しており、そちらからも厳しい指導により間違いなく保険料を納付している。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続等を行った申立人の義父も高齢のため申立期間当時のことは覚えていないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として預金通帳の写し（記載内容から申立人の義父又は義母名義の通帳であると推認されるもの）を提出しており、その預金通帳の写しには国民年金保険料が口座振替されている記載はあるものの、振替額から申立人の義父及び義母の国民年金保険料のみが口座振替されていたものと考えられ、当該預金通帳の写しからは申立人の国民年金保険料が口座振替によって納付されていたものとは推認できない。

さらに、申立人の夫も申立期間と重なる期間が未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

免除期間となっている申立期間当時は、夫に全部任せていたので、免除申請については、詳しいことは覚えていない。10年か何年か経って、私自身が未納期間を銀行で一括納付した記憶はあるが、それ以外の期間については、仕事の関係で県外におり、母親に任せっきりであった。何万という単位の金額を一括納付した以外の国民年金保険料は母親がすべて納付しており、申立期間についても、母親が納付していたと思う。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その母親から、追納の手續やさかのぼって支払った話を聞いた記憶は無いと述べており、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 21 日まで
退職時に会社からは退職金以外受け取っていない。脱退手当金は受給していないので、支給済みの記録を取り消し厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の申立人の同僚のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 2 月 21 日の前後各 2 年に資格喪失した脱退手当金受給資格者 72 名について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、69 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日の約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、社会保険庁で管理する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険事務所からの照会に対して回答した記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 4 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 3 日から 36 年 12 月 19 日まで

社会保険庁の記録では、A社B工場で加入した当該期間の厚生年金保険は脱退手当金として支給済みになっている。脱退手当金が支給されたとされる昭和 37 年当時、自分はC市に住んでおり、生まれたばかりの子供もいたことから、D市まで出向くことも考えられず、受給したことも無い。脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の被保険者名簿で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した 33 名の女性従業員の脱退手当金支給記録を確認したところ、20 名に脱退手当金の支給記録があり、18 名が資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は当該事業所が代理で請求した旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 3 月 5 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した記録がされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月16日から33年1月10日まで
次の就職を希望していたので、脱退手当金をもらうことは無く、請求もしていない。脱退手当金の支給日以降、自分も含め家族ももらった覚えは無い。厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和33年1月前後に資格喪失した被保険者期間2年以上を有する受給資格者34名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、30名に脱退手当金の支給記録があり、28名について資格喪失日の5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時の工場責任者は「退職者に脱退手当金の説明をしていた。会社が代行して請求手続し、社会保険事務所へ一時金を受領に行っていた」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 40 年まで

私は、昭和 38 年から 40 年まで A 市の B 社に勤務していた。当時の社長が C 氏、上司に D 氏、同僚に E 氏がいた。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社に勤務していたことは、申立人が営業を個人相手にしていたことや、F 営業所における記憶から推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたかどうかを記憶していない。

また、社会保険事務所が保管する B 社の厚生年金保険被保険者名簿について、申立期間の前後を含んだ期間を確認したが、整理番号は連番となっており、欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人の記憶にある上司の D 氏、E 氏の記録は確認できるが、上司の D 氏の職種は経理であり、同僚の E 氏は社長の運転手であった。しかし、申立人は、営業を担当しており、営業職の上司の記録は確認できないことから、当時、B 社では、営業職は厚生年金保険に加入させる取扱いは無かった可能性がうかがえる。

加えて、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できないほか、同僚について調査を行ったものの、証言及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 7 日から 41 年 1 月 14 日まで

昭和 41 年 1 月に結婚のため会社を退職した。私には兄弟もあり結婚資金に困ることも無かった。厚生年金保険が一時金でもらえることなど全く知らなかった。会社で事務をしていた人は、自分の意思で脱退手当金を受け取ったと聞いているが、私は受け取っていないので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ事業所で申立人の資格喪失日の前後 6 年に脱退手当金が支給された申立人を含むすべての者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、事業所記号番号、申立人の氏名、生年月日、厚生年金保険被保険者記号番号、標準報酬月額、資格取得日等の脱退手当金支給に必要な年金記録が正しく記載されており、申立期間の脱退手当金は、適正に計算され、支給額に誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。